

令和 3 年 度

沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和 4 年 9 月

沖縄県監査委員

令和3年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、令和4年8月10日付け総行第186号をもって審査に付された同条第4項に規定する報告書の審査を実施したので、次のとおり意見を付する。

令和4年9月21日

沖縄県監査委員 安慶名 均
沖縄県監査委員 新垣 真秀
沖縄県監査委員 上原 章
沖縄県監査委員 山内 末子

1 審査の対象

「令和3年度沖縄県内部統制評価報告書」（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「沖縄県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、その評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 その他意見

内部統制制度の効果的な運用を図るため、適切なリスクの識別及び評価に取り組まれているが、一部の課等において、共通して起こりうるリスクについて識別していないものや過去の監査の指摘をリスクとして識別していないものがあった。また、リスク対応策を整備して、自己評価では不備なしとした事項について、定期監査で指摘等を受けたものがあった。

内部統制制度が効果的に運用されるためには、リスクの識別及び自己評価が適切に行われ

ることが重要である。引き続き、発現率や影響度の高いリスクについて、適切に識別することや自己評価の精度向上に努め、より一層内部統制制度の効果的な運用に取り組み、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

なお、令和4年度当初に発生した総務部の国庫請求手続の錯誤は、全庁に共通する事務として再発防止の徹底を図るとともに、令和4年度の内部統制評価報告書において適切に評価していただきたい。

6 備考

評価報告書の評価結果において、知事は、内部統制の対象としている4つの事務において、評価対象期間中にそれぞれ1件の運用上の重大な不備を把握したとしている。